

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20260413	株式会社藤友物流サービス(法人番号8080401006580) 代表者清水晃	静岡県浜松市中央区白鳥町670-1	本社営業所	静岡県浜松市中央区白鳥町670番地1	輸送施設の使用停止(45日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年10月28日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	5	5
2	20260420	株式会社アルス(法人番号9090001009552) 代表者渡邊正典	山梨県富士吉田市上吉田東三丁目2番22号	沼津営業所	静岡県沼津市大岡2887-1	輸送施設の使用停止(150日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和7年10月10日及び令和7年11月13日、監査方針に基づいて、監査を実施。14件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)無車検運行(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(4)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)定期点検整備等の未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(7)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)点呼の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(10)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(11)業務の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運行管理者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(14)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	15	15

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年4月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20260420	小牧物流株式会社(法人番号4180001134404) 代表者松本憲弘	愛知県小牧市川西2丁目80番	本社営業所	愛知県小牧市川西2丁目80番	輸送施設の使用停止(102日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年5月29日及び令和7年6月27日、監査方針に基づいて、監査を実施、3件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者の1箇月の拘束時間及び休日労働の限度違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	11	11
4 20260420	伊勢志摩陸運有限公司(法人番号3190002011825) 代表者竹内廉	三重県度会郡玉城町坂本23番地1	本店営業所	三重県度会郡玉城町坂本字細井原23番地1	輸送施設の使用停止(170日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号	令和7年9月25日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(4)点呼の記録不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	17	17

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20260420	花村運送株式会社(法人番号5010601028681) 代表者花村幹雄	東京都墨田区八広2-59-5	富士営業所	静岡県富士市天間字高屋588-4	輸送施設の使用停止(102日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年10月23日、監査方針に基づいて、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)事故の記録記録事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の2)、(6)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する指導監督記録記載事項等の不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運行管理者の選任解任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)	11	11
6	20260422	有限会社デーテック(法人番号4190002018638) 代表者高木弘也	三重県いなべ市藤原町東禅寺字下出羽1271-1	本社営業所	三重県いなべ市藤原町東禅寺字下出羽1271-1	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第15条第3項	令和7年11月26日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第15条第3項)	5	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和8年4月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
7 20260430	有限会社愛誠(法人番号7200002022800) 代表者高山友樹	岐阜県多治見市小名田町西山34番地1	本社営業所	岐阜県多治見市小名田町西山34番地1	輸送施設の使用停止(126日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和7年9月30日及び令和7年11月11日、監査方針に基づいて、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)不正改造車両運行違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)一般講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(7)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	13	13
8 20260430	株式会社鈴与カーゴネット静岡(法人番号3080001009476) 代表者米澤貴博	静岡県静岡市清水区清開3丁目4番21号	本社営業所	静岡県静岡市清水区清開3丁目4番21号	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3	令和7年10月17日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)整備不良車両運行違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	1	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。